

○豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則

平成 30 年 3 月 27 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。)、住宅宿泊事業法施行規則(平成 29 年厚生労働省国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。)及び豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成 30 年豊島区条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊者名簿の記載)

第 2 条 住宅宿泊事業者は、規則第 7 条第 1 項に規定する宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面等の方法により実施しなければならない。

(公表)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて公表するものとする。

(1) 届出者名(住宅宿泊事業者が個人である場合は、公表について本人に同意を得た場合に限る。)

(2) 住宅宿泊管理業者へ委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号及び登録番号

2 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて、次の各号に掲げる項目を公表するものとする。

(1) 届出住宅の所在地、届出番号

(2) 届出者名

(3) 業務の停止の場合は停止期間又は業務の廃止の場合は廃止日

(説明書の内容)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定する説明書は、別記様式第 1 号によるものとする。

第 5 条 条例第 5 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第 6 条に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関して講じられた事項

(2) 条例第 5 条第 2 項の規定により行った周辺住民に対する事前周知について実施した次に掲げる事項

ア 周知先

イ 周知年月日

ウ 周知に関し使用した文書

エ 周辺住民から得た意見

(3) 条例第 5 条第 4 項に定める廃棄物の適正な処理に関する事項

(周辺住民への周知)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定めるところは、次の各号に掲げる届出住宅の周辺住民への周知を行うものとする。

(1) 届出住宅が戸建の場合は、敷地境界線から概ね 20 メートル以内に存する建物に居住する者

(2) 届出住宅が共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の一部に存する場合は、同一の共同住宅等に存する他の住宅及び当該共同住宅等の出入口から概ね 20 メートル以内に存する建物に居住する者

(3) 届出住宅が概ね 20 メートル以内に公道に接しない場合は、公道に至るまでの私道等に接する建物に居住する者

第 7 条 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 届出住宅の所在地

(2) 住宅宿泊事業を行おうとする者の名称、住所及び連絡先

(3) 家主居住型不在型の別

(4) 届出を行おうとする期日及び事業を開始する予定期日

(5) 住宅宿泊管理者に委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理者の商号、名称又は氏名及び連絡先

(区が定める標識)

第 8 条 条例第 5 条第 3 項に規定する区の指定する標識は、別記第 2 号様式とする。

(苦情対応)

第 9 条 条例第 5 条第 5 項に規定する現場において対応する必要がある場合には、住宅宿泊事業者は、苦情の発生時から概ね 30 分以内に現場において対応に着手することとする。

(衛生上必要な措置)

第 10 条 条例第 5 条第 8 項に規定するその他の規則で定める衛生上必要な措置は、次の各号に掲げる項目とする。

(1) 宿泊者が入れ替わるごとのシーツの清浄なものとの交換

(2) 定期的な清掃及び換気

(3) 届出住宅内で発生する湿気の防止

(4) ねずみ・衛生害虫の生息に関する点検

(5) 浴槽にろ過機等が設置されている場合は、定期的に塩素剤等を用いた配管系統の消毒の実施

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 4 条関係) 略

別記第 2 号様式(第 8 条関係) 略